

## 議案第 23 号

総社市給水条例及び総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の  
資格等に関する条例の一部改正について

総社市給水条例（平成 17 年総社市条例第 210 号）及び総社市水道布設工事  
監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 25 年総社市条例第  
18 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

総社市長 片岡 聡 一

### 提案理由

水道の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されること  
から、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市給水条例及び総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

(総社市給水条例の一部改正)

第1条 総社市給水条例(平成17年総社市条例第210号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、移転、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 市長は、使用者等の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、移転、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 市長は、使用者等の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

改 正 後	改 正 前

(総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第2条 総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年総社市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。